

大阪市自動車運送乗車料条例の一部を改正する条例案

大阪市自動車運送乗車料条例（昭和41年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（貸切自動車の料金）

第3条 貸切自動車の料金は、1車につき、次の表に定める金額の範囲内において管理規程で定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、管理規程で定めるところにより端数計算をして得た額）とする。

乗車料金	キロ制料金	1キロメートルにつき 170円
	時間制料金	1時間につき 8,660円
交替運転者配置料金	キロ制料金	1キロメートルにつき 30円
	時間制料金	1時間につき 3,130円
深夜早朝運行料金	午後10時から翌日の午前5時までの時間における運行に係る乗車料金（時間制料金に限る。）及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の合計額に5分の1を乗じて得た額	
特殊車両割増料金	乗車料金に2分の1を乗じて得た額	

2 前項の規定による貸切自動車の料金の適用については、管理規程で定めるところによる。

第4条第1項第2号中「局長」を「交通局長（以下「局長」という。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市自動車運送乗車料条例第3条の規定は、この条例

の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約に係る貸切自動車の料金から適用し、施行日の前日までに締結した契約に係る貸切自動車の料金については、なお従前の例による。

平成26年5月 2 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

貸切自動車の料金を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市自動車運送乗車料条例（抄）

(貸切自動車の料金)

第3条 貸切自動車の乗車料金は、1車1時間につき13,403円の範囲内において管理規程で定める。

2 深夜早朝として交通局長（以下「局長」という。）が定める時間帯に貸切自動車を使用する場合にあっては、前項の規定による料金に、局長が定めるところにより1車1時間につき3,150円の範囲内において管理規程で定める額を加算することができる。

第3条 貸切自動車の料金は、1車につき、次の表に定める金額の範囲内において管理規程で定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、管理規程で定めるところにより端数計算をして得た額）とする。

乗車料金	キロ制料金	1キロメートルにつき 170円
	時間制料金	1時間につき 8,660円
交替運転者配置料金	キロ制料金	1キロメートルにつき 30円
	時間制料金	1時間につき 3,130円
深夜早朝運行料金	午後10時から翌日の午前5時までの時間における運行に係る乗車料金（時間制料金に限る。）及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の合計額に5分の1を乗じて得た額	
特殊車両割増料金	乗車料金の2分の1を乗じて得た額	

2 前項の規定による貸切自動車の料金の適用については、管理規程で定めるところによる。

(定期券)

第4条 定期券は、次の者に対して発売する。

(1) 省 略

(2) 通学定期券 学校教育法第1条に定める学校及び管理規程で定める基準に従い局長
交通局長

が認定した学校に通学のため乗車する者

(以下「局長」という。)

2 - 3 省 略